

令和 8 年第 2 回 船橋市国民健康保険運営協議会

- 議題1:令和7年度国民健康保険事業特別会計決算案について(報告事項)
議題2:令和8年度国民健康保険事業特別会計補正予算案について(協議事項)

令和 8 年 8 月 2 8 日
船橋市 健康部 国保年金課
健康づくり課

議題 1 令和 7 年度国民健康保険事業特別会計決算案について（報告事項）

（1）令和 7 年度に行われた制度改正

保険料の賦課限度額と軽減判定所得の見直し	1
----------------------	---

（2）令和 7 年度国民健康保険事業の概要

1. 世帯数と被保険者数の状況	2
2. 保険給付費の状況	3
3. 保険料（現年分）の状況	4
4. 一般会計繰入金の状況	6
5. 特定健康診査等事業費の状況	8

（3）令和7年度国民健康保険事業特別会計決算案

1. 総括表（歳入）	10
2. 総括表（歳出）	12
3. 総括表（収支）	13

議題 2 令和 8 年度国民健康保険事業特別会計補正予算案について（協議事項） ・ 14

（参考）次回（令和 9 年第 1 回船橋市国民健康保険運営協議会）の予定 ・ ・ ・ ・ ・ 17

(1) 令和7年度に行われた制度改正

保険料の賦課限度額と軽減判定所得の見直し

【施行期日】 令和7年4月1日

①保険料賦課限度額の引き上げ

(船橋市国民健康保険条例第16条、第16条の2の8及び第20条及び第20条の4)

保険料にはその上限である「賦課限度額」が設けられています。

中間所得層の負担緩和と保険料負担の公平性の確保を図る目的として、賦課限度額が以下のように変わりました。

《賦課限度額》	(改正前)	(改正後)
基礎賦課分(医療分)	65万円 ⇒	66万円 1万円引き上げ
後期高齢者支援金等賦課分	24万円 ⇒	26万円 2万円引き上げ
介護納付金賦課分	17万円 ⇒	17万円 変更なし
合 計	106万円 ⇒	109万円 3万円引き上げ

②低所得者に対する保険料5割軽減・2割軽減の軽減判定所得の見直し

(船橋市国民健康保険条例第20条第1項)

世帯の所得が一定基準以下の場合に、基準額に応じて保険料均等割額の7割・5割・2割が軽減されます。

令和7年度は、5割と2割の軽減の基準となる軽減判定所得額の計算方法が以下のように変わりました。

《軽減判定所得額》

5割軽減

(改正前) 基礎控除額(43万円) + 29万5千円 × (被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

(改正後) 基礎控除額(43万円) + **30万5千円** × (被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

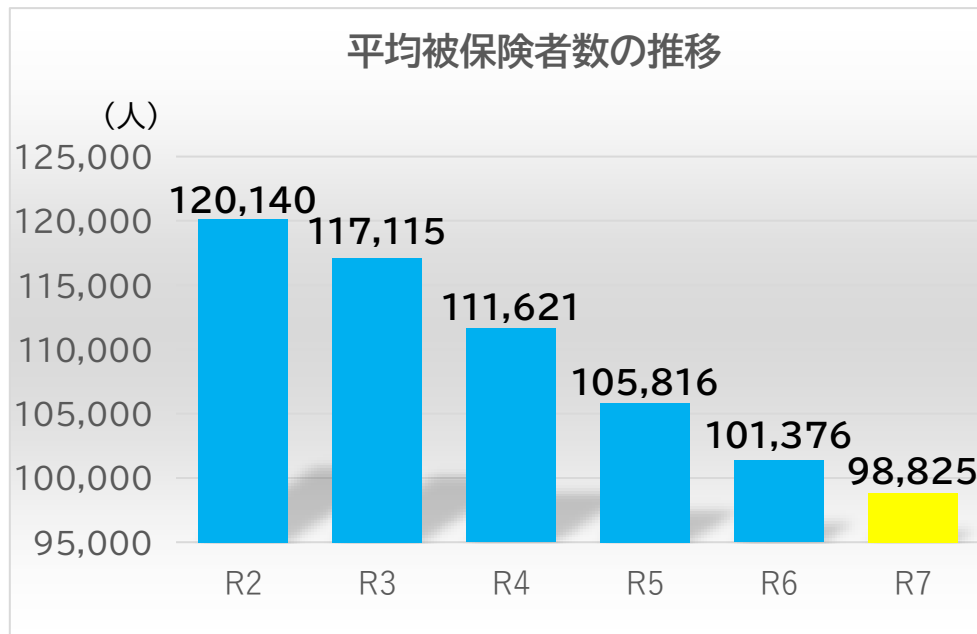
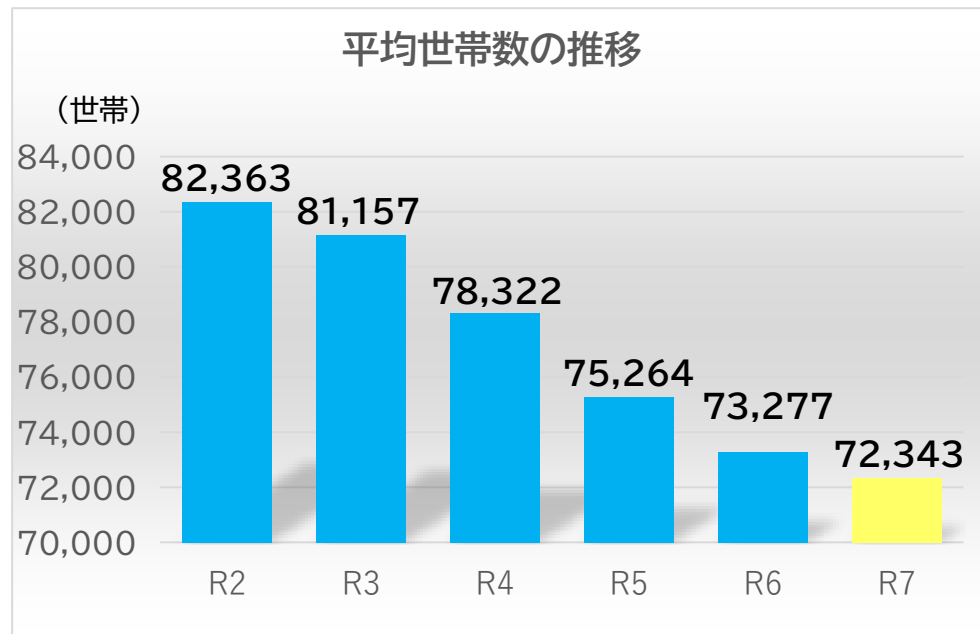
2割軽減

(改正前) 基礎控除額(43万円) + 54万5千円 × (被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

(改正後) 基礎控除額(43万円) + **56万円** × (被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

(2) 令和7年度国民健康保険事業の概要

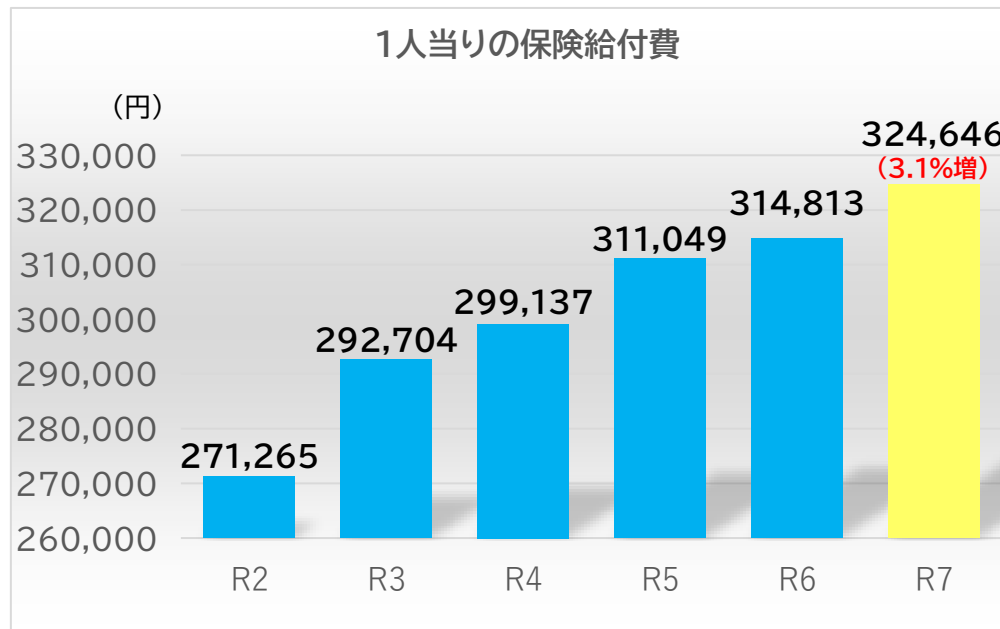
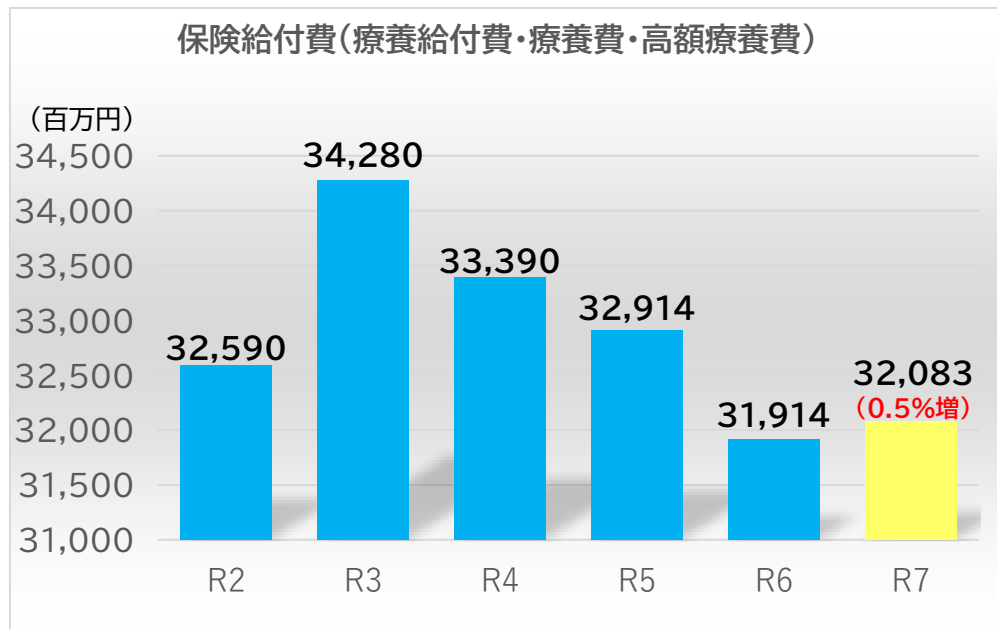
1. 世帯数と被保険者数の状況



- 市の人口は緩やかに増加していますが、被保険者数は減少傾向にあります。
- 令和6年度以降は、団塊世代の後期高齢者医療制度への移行がピークを越えたため、やや緩やかな減少となっています。
- 主な理由
 - ・加入者数の多い高齢者層が後期高齢者医療制度(75歳以上)へ移行
 - ・被用者保険の適用拡大
 - ・1世帯当たりの人数の減少(1.37人(令和6年度1.38人))

(2) 令和7年度国民健康保険事業の概要

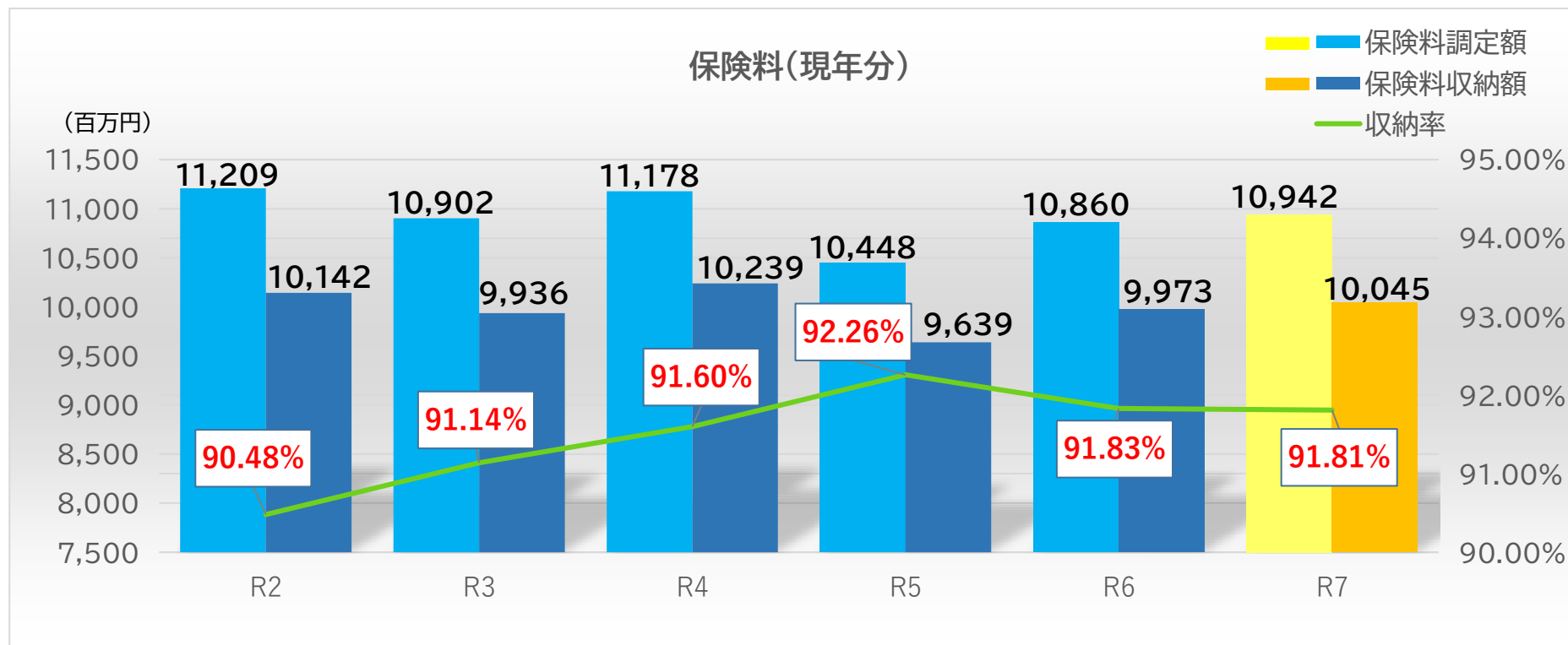
2. 保険給付費の状況



- 保険給付費の総額は、被保険者数の減少により近年減少傾向が続いていましたが、令和7年度は増加に転じました。
- 1人当たりの保険給付費は、近年増加の一途をたどっていますが、令和7年度はさらに増加しました。
- 主な理由
 - ・被保険者の高齢化
 - ・医療の高度化
 - ・診療報酬改定の影響等

(2) 令和7年度国民健康保険事業の概要

3. 保険料(現年分)の状況



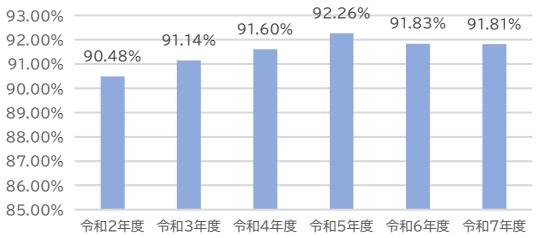
- 被保険者数は減少しているものの、令和7年度の保険料調定額・収納額はともに増額となりました。
- 収納率は令和5年度まで増加傾向が続いていましたが、令和6年度より減少に転じ、令和7年度は横ばい(やや減少傾向)となりました。

(2) 令和7年度国民健康保険事業の概要

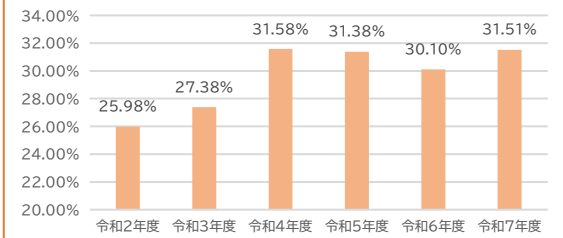
収納率(現年分・滞納繰越分)について

- ・令和7年度の国民健康保険料現年分収納率は91.81%となり、前年度(91.83%)と比較しほぼ横ばいとなりました。
- ・また、滞納繰越分の収納率は31.51%と、前年度(30.10%)から1.41%上昇しました。

現年分



滞納繰越分



収納率向上のための主な取組

督促・催告 ・納付相談

- ・督促状・催告書の発送
- ・自動音声による電話催告
- ・臨戸による納付勧奨
- ・休日夜間の納付相談受付

外国人滞納対策

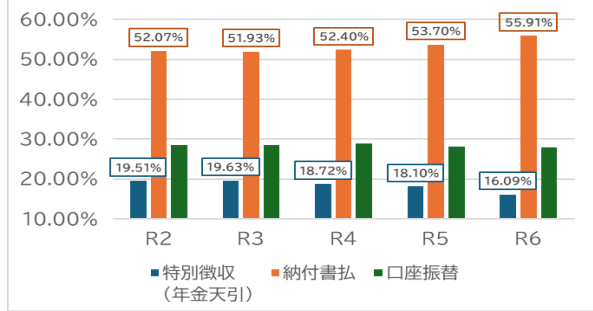
- ・6か国語パンフレット作製(英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、シンハラ語)
- ・日本語学校における国民健康保険制度の周知活動(外国語パンフレットの配布)
- ・ベトナム語、ネパール語による現年滞納者への電話催告
- ・催告書に翻訳文を同封
- ・封筒を目立つ色にカラー化
- ・入管通報スキーム導入

口座振替の推奨

- ・口座振替の原則化(ページー口座振替受付サービス・Web口座振替受付サービス)
- ・口座振替推奨のポスター掲示・チラシ配架

- 現年分収納率横ばい(令和6年度より減少傾向)の要因として考えられるもの
⇒団塊の世代の後期高齢者医療制度移行により、特別徴収が減少し自主納付(納付書払い)が増加 ※全国的な傾向

【参考】収納区分別割合(世帯数)の推移

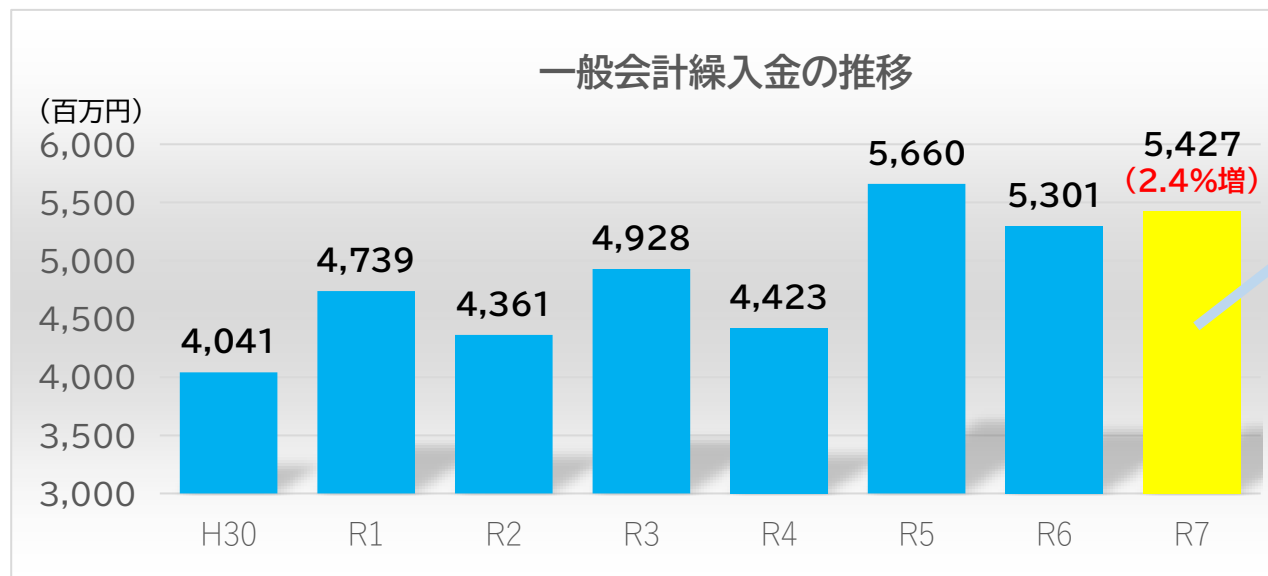


- 滞納繰越分収納率増加の要因として考えられるもの
⇒令和7年11月より入管通報スキームを導入
※入管通報スキーム:自治体が出入国在留管理庁へ滞納者情報を通報する仕組み



(2) 令和7年度国民健康保険事業の概要

4. 一般会計繰入金の状況



【内訳】(令和7年度分)

法定内繰入金
3,407百万円

法定外繰入金
2,020百万円
(うち決算補填等目的(赤字繰入)分
1,699百万円)

- 各市町村は、県が算定する次年度の保険給付費等の見込額から公費等で賄われる部分を除いた費用を負担します。(国民健康保険事業費納付金)
この支出は、本来、保険料収入により賄う必要がありますが、賄いきれない分については、市の一般会計(市税等)から補填しています。この補填分を一般会計繰入金といいます。
- 一般会計繰入金は、法律により一般会計から補填できる法定内繰入金と法定外繰入金があります。(次頁で説明)
- 令和6年度の一般会計繰入金は、保険料率の改定により保険料収入が増加したことから減少しましたが、令和7年度は、システム更新等による支出の増加等に伴い、増加となりました。

(2) 令和7年度国民健康保険事業の概要

【一般会計繰入金の内訳】

①法定内繰入金（3,407百万円(対前年度比4.8%増)）

【内訳】

・保険基盤安定繰入金:	2,200百万円
・未就学児均等割保険料繰入金:	29百万円
・職員給与費等繰入金:	1,005百万円
・産前産後保険料繰入金:	9百万円
・出産育児一時金等繰入金:	83百万円
・国保財政安定化支援事業繰入金:	81百万円

→地方交付税措置等あり

保険料(税)の軽減制度に伴う補填や、国保を運営するための事務費など、財政安定化のため制度上認められているもの。

②法定外繰入金(2,020百万円(対前年度比1.4%減))

【内訳】

・決算補填等目的(赤字繰入)	1,699百万円
・決算補填等以外の目的	321百万円

→自治体判断で行われてきているが、赤字繰入は県全体でR12年度までに解消することとされている。

本市においては2年に1回(今後2回(令和10・12年度))の保険料率改定により標準保険料率との乖離を是正し、R12年度までに赤字繰入の解消を目指す。

■ 決算補填等目的の法定外繰入は、保険給付と保険料負担の関係性が不明瞭となり、被保険者以外の住民に負担を求めることとなることから、解消・削減を図るべきとされており、千葉県においては令和12年度までに解消する計画となっています。

■ 県内54市町村中、41市町村が解消達成済み(R6年度決算)

決算補填等目的の赤字繰入の推移



保険料率の見直し年度(H30, R2,4,6年度)は減少していますが、1人当たり納付金が毎年度上昇していることから、保険料率を見直していない年度は増加傾向にあります。

※納付金:保険給付費などに充てるために県が市町村から徴収する国民健康保険事業費納付金。

(2) 令和7年度国民健康保険事業の概要

5. 特定健康診査等事業費の状況

令和7年度決算額	特定健康診査費等事業費	約4億1,904万円
令和6年度決算額	特定健康診査費等事業費	約4億2,223万円
増減率	特定健康診査費等事業費	約0・8%減

(1)市町村国民健康保険の特定健康診査・特定保健指導の目標値

区 分	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
特定健康診査受診率	50%	52%	54%	56%	58%	60%	50%	52%	54%	56%	58%	60%
特定保健指導実施率	35%	40%	45%	50%	55%	60%	35%	40%	45%	50%	55%	60%
計画期間	●第2期保健事業実施計画（データヘルス計画） ●第3期特定健康診査等実施計画						第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)・第4期特定健康診査等実施計画 ※両計画を統合し、一本化して策定					

※R5及びR11の目標値は厚生労働省が定めており、左記以外の年度は船橋市独自で設定

第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第4期特定健康診査等実施計画は令和8年度に中間評価を行います。

(2) 令和7年度国民健康保険事業の概要

(2) 船橋市国民健康保険の特定健康診査・特定保健指導の実施状況（法定報告数値）

区分 年度	特定健康診査			特定保健指導		
	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	実施者数	実施率
R 2 年度	79,571人	33,287人	41.8%	3,650人	732人	20.1%
R 3 年度	77,190人	32,403人	42.0%	3,439人	969人	28.2%
R 4 年度	72,336人	30,328人	41.9%	3,216人	970人	30.2%
R 5 年度	68,747人	28,444人	41.4%	3,051人	886人	29.0%
R 6 年度	65,200人	26,345人	40.4%	2,771人	925人	33.4%

※対象者数、受診者数、受診率、実施率は、年度内に資格異動がない人の実績。
令和7年度実績の確定は、令和8年11月末のため未集計。

【法定報告における船橋市の順位】

	特定健康診査		特定保健指導	
	中核市	千葉県内市	中核市	千葉県内市
R 5 年度	1 4 位／ 6 2 位	1 2 位／ 3 7 位	1 7 位／ 6 2 位	1 2 位／ 3 7 位
R 6 年度	1 8 位／ 6 2 位	1 6 位／ 3 7 位	1 4 位／ 6 2 位	1 1 位／ 3 7 位

(3) 令和7年度国民健康保険事業特別会計決算案

1. 総括表(歳入) その1

単位:円

区 分		概 要			当初予算額	補正	予算現額①	収入済額②	比較増減 ②－①	
国民健康保険料					10,333,400,000	0	10,333,400,000	10,678,045,437	344,645,437	
国民健康保険料			所得割	均等割	限度額	10,333,400,000	0	10,333,400,000	10,678,045,437	344,645,437
基礎賦課分（医療分）（現年）		医療分	（前年中の総所得金額等－基礎控除4 3 万円） × 6. 67%	35, 100円 × 人数	6 6 万円	6,662,630,000	0	6,662,630,000	6,853,810,547	191, 180,547
介護納付金賦課分（現年）		(0～74歳)				694,930,000	0	694,930,000	698,552,470	3,622,470
後期高齢者支援金等賦課分（現年）		後期支援分	（前年中の総所得金額等－基礎控除4 3 万円） × 2. 69%	10, 700円 × 人数	2 6 万円	2,461,240,000	0	2,461,240,000	2,537,792,249	76,552,249
基礎賦課分（医療分）（滞納）		(0～74歳)				277,800,000	0	277,800,000	399,991,073	122, 191,073
介護納付金賦課分（滞納）		介護分	（前年中の総所得金額等－基礎控除4 3 万円） × 1. 49%	11, 500円 × 人数	1 7 万円	63,800,000	0	63,800,000	44,358,074	▲ 19,441,926
後期高齢者支援金等賦課分（滞納）		(40～64歳)				173,000,000	0	173,000,000	143,541,024	▲ 29,458,976
基礎賦課分（医療分）・・・・・・国民健康保険の医療費に充てる										
後期高齢者支援金等賦課分・・・後期高齢者医療制度の費用に充てる										
介護納付金賦課分・・・・・・介護保険制度の費用に充てる										
基本は基礎賦課分と後期高齢者支援金等賦課分の所得割と均等割が賦課される。4 0～6 4 歳は介護納付金賦課分の所得割と均等割が加えられる。賦課額には限度があり、 1 世帯の限度額は最高1 0 9 万円。										
国庫支出金					273,700,000	0	273,700,000	286,333,181	12,633,181	
総務費国庫補助金		マイナンバーカードの健康保険証利用申込支援事業及びシステムの標準化対応に係る補助金			273,560,000	0	273,560,000	286,150,181	12,590,181	
災害等臨時特例補助金		東日本大震災被災者の保険料・一部負担金の減免等に対する補助金			140,000	0	140,000	183,000	43,000	

(3) 令和7年度国民健康保険事業特別会計決算案

1. 総括表(歳入) その2

単位:円

区	分	概 要	当初予算額	補正	予算現額①	収入済額②	比較増減 ②-①
県支出金			34,055,200,000	200,000,000	34,255,200,000	32,761,367,703	▲ 1,493,832,297
	健康増進事業補助金	特定健診と同時に実施する追加検査項目に対して支払われる補助金	16,887,000	0	16,887,000	12,616,000	▲ 4,271,000
	保険給付費等交付金	保険給付費等を賄うための交付金	34,038,313,000	200,000,000	34,238,313,000	32,748,751,703	▲ 1,489,561,297
	普通交付金	保険給付費(出産育児諸費・葬祭費・傷病手当金を除く)に応じて交付(100%)	33,383,830,000	200,000,000	33,583,830,000	32,097,077,703	▲ 1,486,752,297
	特別交付金	保険者としての努力を行う自治体に対して国の指標に基づき交付される交付金等	654,483,000	0	654,483,000	651,674,000	▲ 2,809,000
財産収入			600,000	0	600,000	468,492	▲ 131,508
繰入金			5,784,400,000	32,267,000	5,816,667,000	5,434,269,472	▲ 382,397,528
	一般会計繰入金	一般会計からの繰入金	5,777,400,000	32,267,000	5,809,667,000	5,427,269,472	▲ 382,397,528
	保険基盤安定繰入金	低所得者の保険料軽減のための繰入金	2,081,755,000	0	2,081,755,000	2,199,869,028	118,114,028
	(保険料軽減分)	保険料軽減額と軽減世帯の被保険者数に応じた繰入金(県:市=3:1)	1,254,260,000	0	1,254,260,000	1,285,490,810	31,230,810
	(保険者支援分)	平均的な保険料と軽減世帯の被保険者数に応じた繰入金(国:県:市=2:1:1)	827,495,000	0	827,495,000	914,378,218	86,883,218
	未就学児均等割保険料繰入金	未就学児の保険料軽減のための繰入金(国:県:市=2:1:1)	26,174,000	0	26,174,000	28,787,793	2,613,793
	職員給与費等繰入金	総務費(人件費等)に対する繰入金	1,082,928,000	32,267,000	1,115,195,000	1,005,395,202	▲ 109,799,798
	産前産後保険料繰入金	出産する被保険者の保険料軽減のための繰入金(国:県:市=2:1:1)	8,810,000	0	8,810,000	8,865,170	55,170
	出産育児一時金繰入金	出産育児一時金支給額に対する繰入金(2/3)	83,667,000	0	83,667,000	83,434,666	▲ 232,334
	国保財政安定化支援事業	保険料軽減世帯割合・病床数・高齢者の割合が多い場合に国が限定的に認めている繰入金	68,816,000	0	68,816,000	80,917,613	12,101,613
	その他一般会計繰入金	単年度収支の赤字に対する繰入金等	2,425,250,000	0	2,425,250,000	2,020,000,000	▲ 405,250,000
	財政調整基金繰入金	国民健康保険財政調整基金からの繰入金	7,000,000		7,000,000	7,000,000	0
繰越金			100,000	0	100,000	440,925	340,925
諸収入			174,600,000	0	174,600,000	175,838,882	1,238,882
歳 入 合 計			50,622,000,000	232,267,000	50,854,267,000	49,336,764,092	▲ 1,517,502,908

(3) 令和7年度国民健康保険事業特別会計決算案

2. 総括表(歳出)

単位:円

区 分		概 要	当初予算額	補正・ 充当・流用	予算現額 ①	支出済額 ②	不用額 ①－②
総務費			1,356,900,000	32,267,000	1,389,167,000	1,291,972,324	97,194,676
保険給付費			33,546,100,000	200,000,000	33,746,100,000	32,340,427,535	1,405,672,465
	療養給付費	病気やけがの保険診療で保険者が医療機関に支払う現物給付（7割、8割）	28,700,000,000	▲ 48,454,595	28,651,545,405	27,498,339,046	1,153,206,359
	療養費	柔整・あんま・針・灸等及び医療機関で10割負担した場合の現金給付	270,000,000	0	270,000,000	265,180,063	4,819,937
	審査支払手数料	レセプトの審査に対して千葉県国保連合会へ支払う手数料	106,730,000	0	106,730,000	95,115,227	11,614,773
	高額療養費	医療機関での1ヶ月の自己負担で、一定額（限度額）を超過した分を給付	4,300,000,000	245,543,234	4,545,543,234	4,319,583,490	225,959,744
	高額介護合算療養費	医療保険と介護保険の自己負担で、一定額（限度額）を超過した分を給付	7,000,000	0	7,000,000	6,158,551	841,449
	移送費	緊急を要する場合に発生する搬送費用	100,000	0	100,000	0	100,000
	出産育児諸費	出産費の助成及び直接払い分の千葉県国保連合会への手数料	125,570,000	2,911,361	128,481,361	125,401,158	3,080,203
	葬祭諸費	葬祭費の助成（1件5万円）	36,500,000	0	36,500,000	30,650,000	5,850,000
	傷病手当金	新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対して傷病手当金を支給	200,000	0	200,000	0	200,000
国民健康保険事業費納付金			15,053,000,000	0	15,053,000,000	15,052,982,528	17,472
	医療給付費分	保険給付費を県内で公平に支えあうため、県が市町村ごとに決定した納付金を拠出する	10,015,420,000		10,015,420,000	10,015,413,451	6,549
	後期高齢者支援金等分	後期高齢者支援金を県内で公平に支えあうため、県が市町村ごとに決定した納付金を拠出する	3,716,480,000		3,716,480,000	3,716,473,276	6,724
	介護納付金分	介護納付金を県内で公平に支えあうため、県が市町村ごとに決定した納付金を拠出する	1,321,100,000	0	1,321,100,000	1,321,095,801	4,199
保健事業費			486,000,000	0	486,000,000	435,528,615	50,471,385
	保健事業費	医療費通知、パンフレットの印刷代等	18,270,000	0	18,270,000	16,489,132	1,780,868
	特定健康診査等事業費	特定健康診査・特定保健指導にかかる費用	467,730,000	0	467,730,000	419,039,483	48,690,517
諸支出金		保険料の還付金、国県負担金等の精算による返還額	80,000,000	0	80,000,000	77,566,846	2,433,154
予備費			100,000,000	0	100,000,000	0	100,000,000
歳 出 合 計			50,622,000,000	232,267,000	50,854,267,000	49,198,477,848	1,655,789,152

(3) 令和7年度国民健康保険事業特別会計決算案

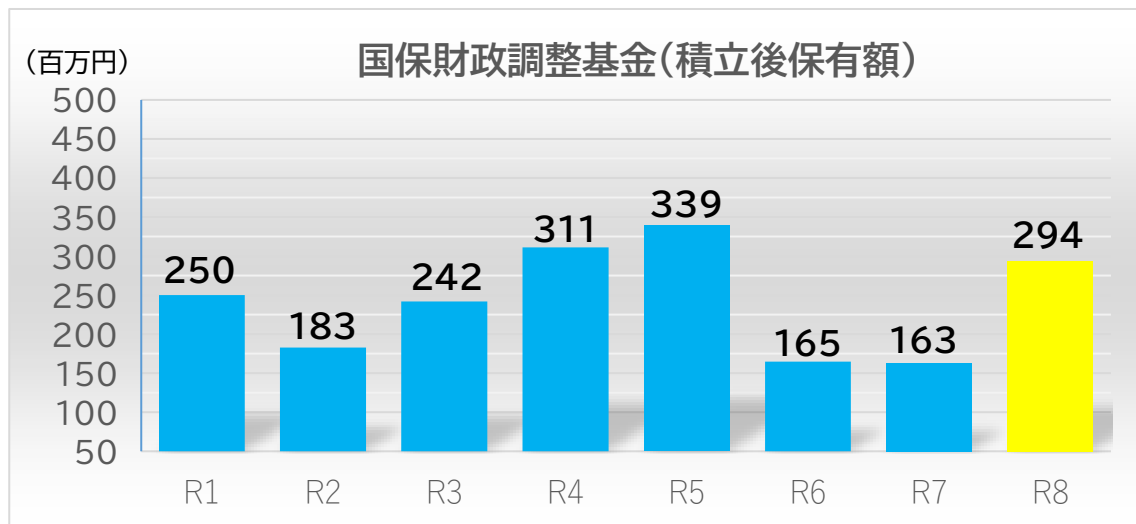
3. 総括表(収支)

歳入	49,336,764,092円
歳出	49,198,477,848円
差引額	138,286,244円



基金積立	138,000,000円
繰越金額	286,244円

- ・歳入歳出の差引額が1億3,828万6,244円となり、このうち1億3,800万円を国民健康保険事業財政調整基金へ積み立てます。残りの28万6,244円については、令和8年度へ繰り越します。
- ・11ページにある県支出金の保険給付費等交付金(普通交付金)については、概算で交付されていることから、確定額との差分については、翌年度の保険給付費等交付金で調整されます。
- ・令和7年度は、4,333万円過大に交付されていたため、令和8年度は同額減額されることから、不足分を財政調整基金で補填する予定です。



※本市の国保財政調整基金は、県支出金の保険給付費等交付金(普通交付金)の年度間調整を目的としていることから、年度間調整の残余については、翌年度に国民健康保険特別事業会計に繰り入れ、目的以外で過剰に基金を保有しないこととしています。

過年度保険料の還付金に係る補正予算案

【歳出】

(1)保険料還付金(諸支出金:1億3,000万円の増額)

- ①国民健康保険においては、被用者保険への加入などにより過年度にさかのぼって資格を喪失した場合等に賦課更正を行い、納付済みの保険料を還付する必要があるが、令和8年7月時点における賦課更正件数が対前年度比で大幅な増加傾向にあることから、令和8年度予算の増額補正を行う。
- ②①に伴い、今後の被用者保険の拡大の影響も鑑み、これまで範囲を限定して実施していた被用者保険の加入者への職権による資格喪失について対象範囲を拡大して資格の適正化を図ることとし、遡及手続きに伴い見込まれる還付額について増額補正を行う。

【歳入】

(2)一般会計繰入金(その他一般会計繰入金1億3,000万円の増額) 保険料還付金の増加に伴い、一般会計から同額を補填する。

議題2 令和8年度国民健康保険事業特別会計補正予算案について(協議事項)

【令和8年度船橋市国民健康保険事業特別会計補正予算案(歳入)】

単位:千円 %

区 分		概 要	当初予算額	補正額	補正後予算額	構成比
国民健康保険料			11,236,000	0	11,236,000	21.9
国庫支出金		デジタル基盤改革等に対する補助金等	200	0	200	0.0
県支出金			34,294,600	0	34,294,600	66.9
	健康増進事業補助金	特定健診と同時に実施する追加検査項目に対して支払われる補助金	15,476	0	15,476	0.0
	保険給付費等交付金	保険給付費等を賄うための交付金	34,279,124	0	34,279,124	66.9
	普通交付金	保険給付費(出産育児諸費・葬祭費・傷病手当金除く)に応じて交付(100%)	33,687,740	0	33,687,740	65.8
	特別交付金	保険者の経営努力の評価指標や市町村の特別な事情に応じて交付。 また、特定健康診査等事業費に係る国・県の負担分。	591,384	0	591,384	1.1
財産収入		国民健康保険財政調整基金の運用収入	300	0	300	0.0
繰入金			5,453,800	130,000	5,583,800	10.9
	一般会計繰入金	一般会計からの繰入金	5,436,800	130,000	5,566,800	10.9
	保険基盤安定繰入金	低所得者の保険料軽減のための繰入金	2,392,337	0	2,392,337	4.7
	未就学児均等割保険料繰入金	未就学児に係る均等割保険料の軽減額に応じた繰入金(国:県:市=2:1:1)	27,235	0	27,235	0.1
	職員給与と費等繰入金	総務費(人件費等)に対する繰入金	1,041,062	0	1,041,062	2.0
	産前産後保険料繰入金	産前産後期間相当分の保険料の軽減額に応じた繰入金(国:県:市=2:1:1)	8,865	0	8,865	0.0
	国保財政安定化支援事業繰入金	低所得者・病床・高齢者が多い場合に許される繰入金	65,391	0	65,391	0.1
	その他一般会計繰入金	単年度収支の赤字に対する繰入金	1,901,910	130,000	2,031,910	4.0
	財政調整基金繰入金	国民健康保険財政調整基金からの繰入金	17,000	0	17,000	0.0
繰越金			100	0	100	0.0
諸収入		延滞金、第三者行為に係る納付金、不当利得返還金等	149,000	0	149,000	0.3
歳 入 合 計			51,134,000	130,000	51,264,000	100

議題2 令和8年度国民健康保険事業特別会計補正予算案について(協議事項)

【令和8年度船橋市国民健康保険事業特別会計補正予算案(歳出)】

単位:千円 %

区 分		概 要	当初予算額	補正額	補正後予算額	構成比
総務費			1,041,500	0	1,041,500	2.0
保険給付費			33,846,400	0	33,846,400	66.0
	療養給付費	病気やけがの保険診療で保険者が医療機関に支払う現物給付(7割,8割)	28,630,000	0	28,630,000	55.9
	療養費	柔整・あんま・針・灸等及び医療機関で10割負担した場合の現金給付	263,000	0	263,000	0.5
	審査支払手数料	レセプトの審査に対して千葉県国保連合会に支払う手数料	99,440	0	99,440	0.2
	高額療養費	医療機関での1ヶ月の自己負担が一定額(限度額)を超過した分を給付	4,688,200	0	4,688,200	9.1
	高額介護合算療養費	医療保険と介護保険の自己負担が一定額(限度額)を超過した分を給付	7,000	0	7,000	0.0
	移送費	緊急を要する場合に発生する搬送費用等	100	0	100	0.0
	出産育児諸費	出産費の助成(1件50万円または48万8千円)及び直接払い分の千葉県国保連合会への手数料	125,060	0	125,060	0.2
	葬祭諸費	葬祭費の助成(1件5万円)	33,500	0	33,500	0.1
	傷病手当金	新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対して傷病手当金を支給	100	0	100	0.0
国民健康保険事業費納付金			15,612,500	0	15,612,500	30.5
	基礎賦課分	保険給付費を賄うために千葉県へ拠出	10,045,050	0	10,045,050	19.6
	後期高齢者支援金等賦課分	後期高齢者支援金を賄うために千葉県へ拠出	3,773,050	0	3,773,050	7.4
	介護納付金賦課分	介護納付金を賄うために千葉県に拠出	1,413,850	0	1,413,850	2.8
	子ども・子育て支援納付金賦課分	子ども・子育て支援納付金を賄うために千葉県に拠出	380,550	0	380,550	0.7
保健事業費			454,000	0	454,000	0.9
	保健事業費	医療費通知、パンフレットの印刷代等	22,800	0	22,800	0.0
	特定健康診査等事業費	特定健康診査・特定保健指導にかかる費用	431,200	0	431,200	0.9
諸支出金		保険料の還付金、国庫補助金等の精算による返還	79,600	130,000	209,600	0.4
予備費			100,000	0	100,000	0.2
歳 出 合 計			51,134,000	130,000	51,264,000	100.0

(参考) 次回(令和9年第1回船橋市国民健康保険運営協議会)の予定

※現時点における見込みであり、今後内容は変更する可能性があります。

(1)国民健康保険条例の一部改正案について

- ・ 子ども・子育て支援金の令和9年度料率について
(※令和8～10年度に段階的改定)
- ・ 未就学児の均等割5割軽減の高校生年代までの拡大
(※令和9年度より対象拡大予定)
- ・ 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の廃止
(※対象となる期間経過のため)
- ・ その他国の法改正に伴う所用の改正

(2)データヘルス計画の中間年度見直しについて

(3)第2期千葉県国民健康保険運営方針の中間年度見直しに向けた状況について(報告)

※令和8年度末の中間年度見直しに向け、県内保険料水準の統一及び統一後の賦課方式について、県において協議中。